

準備調査における「従業上の地位」の把握区分に関する検討について

1 「従業上の地位」の把握区分の変更

「従業上の地位」の取扱いについては、雇用契約期間を直接聞く平成24年就業構造基本調査（以下「就調」）方式に変更する。ただし、「雇用契約期間の定めがあることは分かっているが期間そのものが分からない」人が、「雇用契約期間の定めの有無が分からない」に回答する可能性があるため、就調にはなかった選択肢（「期間がわからない」）を追加するとともに、選択肢「その他」を「5年超」に変更する。さらに、「1か月以上6か月以下」の選択肢を、「1か月以上3か月以下」及び「3か月超6か月以下」に分割する。また、通算の雇用契約期間との混同を防ぐため、選択肢の欄に「1回当たり」の表記を加える。

2 準備調査における検証方法

基礎調査票に設ける「雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間」の選択肢のうち、「わからない」及び「期間がわからない」に回答した者の割合を把握するとともに、労働力調査の「従業上の地位」及び就調の同設問の回答状況を比較する。

○労働力調査（現行）

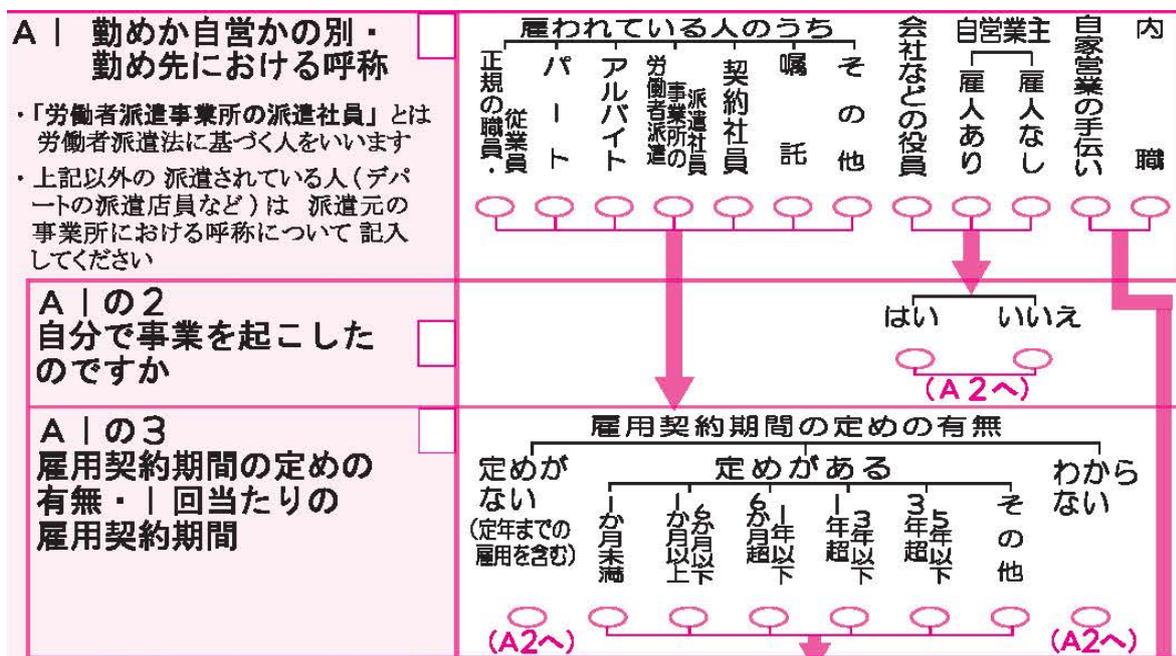
<p>⑩ 従業上の地位</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常雇の人（無期の契約）とは 雇用期間を定めない契約で雇われている人をいいます （定年までの場合は 無期の契約とします） ・常雇の人（有期の契約）とは 雇用契約期間が1年超の人をいいます ・臨時雇の人とは 雇用契約期間が1か月以上1年以下の人をいいます ・日雇の人とは 雇用契約期間が1か月未満の人をいいます ・自営業主とは 個人経営の商店主や農業主などをいいます ・内職とは 自宅での賃仕事をいいます 	
<p>⑪ 勤め先における呼称</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今の仕事について 雇われている人は勤め先での呼称を記入してください 	

○潜在労働力の把握に関する準備調査（基礎調査票）

<p>⑧ 勤めか自営かの別・勤め先における呼称</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今の仕事について 雇われている人は勤め先での呼称を記入してください ・「労働者派遣事業所の派遣社員」とは 労働者派遣法に基づく人をいいます ・上記以外の 派遣されている人（デパートの派遣店員など）は 派遣元の事業所における呼称について記入してください 	
<p>⑨ 雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間</p>	

(参考)

○平成24年就業構造基本調査



○「統計委員会諮問第40号の答申 就業構造基本調査の変更及び就業構造基本調査の指定の変更(名称の変更)について」(平成24年1月20日)の「3 今後の課題」より抜粋

「1回当たりの雇用契約期間」を把握する調査事項に係る選択肢のうち、「1か月以上1年以下」については、平成24年10月実施予定の就業構造基本調査(以下「今回調査」という。)において「1か月以上6か月以下」及び「6か月超1年以下」に分割することが必要であるとしたところであるが、独立行政法人労働政策研究・研修機構が平成20年に実施した「働くことと学ぶことについての調査」に参考となる事項があり、その結果を勘案すると、雇用契約期間が3か月である労働者が全有期雇用契約者の中で一定程度のウェイトを占めていることが考えられることから、更に「1か月以上3か月以下」と「3か月超6か月以下」に分割することを検討すること。